

新型コロナウイルス感染症防止のため、発熱、だるさ、息苦しさ等の風邪症状が見られる方、嗅覚障害、味覚障害がある方の受講につきましては自粛いただくようお願いいたします。また、開催日時点において緊急事態宣言(発出されている場合)の対象地域に居住(勤務)されている方についてはご遠慮いただく場合があります。

関係事業主 殿

令和3年7月1日

(一社)長野県労働基準協会連合会
(一社)松本労働基準協会
各労働基準協会

産業用ロボットの業務に係る特別教育(学科のみ)

開催のご案内

産業用ロボットの安全対策は、「産業用ロボットの運転中は、人とロボットを隔離する」ことを原則としています。しかし、駆動源を遮断しないで行う教示等の作業や運転中に行う検査等の作業においては、マニピュレータが作動しているかまたは作動する可能性があるときに、可動領域内に労働者が立ち入らなければなりません。このような場合は、産業用ロボットについて熟知した者に行わせることにより、作業の安全を確保することが必要です。このことから、事業者には産業用ロボットの教示・検査等の業務に就かせる者に対して特別教育を実施することが義務付けられています。(労働安全衛生法第59条第3項)

安全衛生特別教育規程では、教示等の業務と検査等の業務は別になっていますが、当会では、両業務を混成した学科教育を下記により開催いたします。

関係者が是非この機会に受講されますようご案内申し上げます。

なお、当会での教育は、学科のみの教育となりますので、後日、下記10.により実技教育を実施して下さい。

記

1. 産業用ロボットの範囲 (労働安全衛生規則第36条第31号)

規制の対象となる産業用ロボットは、「マニプレータ及び記憶装置(可変シーケンス制御装置及び固定シーケンス制御装置を含む。)を有し、記憶装置の情報に基づきマニプレータの伸縮、屈伸、上下移動、左右移動若しくは旋回の動作又はこれらの複合動作を自動的に行うことができる機械で、研究開発中のものその他厚生労働大臣が定めるものを除いた」ものです。

マニプレータ(マニピュレータ)とは…人間の腕に類似した機能を持ち各種の作業を行うことのできるものをいいます。

2. 特別教育が必要な業務

申込書の裏面に記載してあります

3. 受講対象者

- (1) 上記2.の業務に従事している方及び今後当該業務へ従事予定の方
- (2) その他受講を希望される方

4. 講習日時、会場、締切日、定員

※初日は8時55分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和3年9月9日(木)・10日(金)	両日とも8時40分から受付をし、9時開講です。
会場	松本安全衛生センター	松本市神林7107-55(松本臨空工業内)
締切日	令和3年8月24日(火)	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきますが、定員に満たない場合は、締切日以後も受付しますので、各労働基準協会へお問い合わせ下さい。なお、9月3日(金)以降の申込みの場合は修了証が郵送となりますので404円切手貼付の封筒をご用意ください。
定員	60名	

5. 申込方法

- (1) 申込先 (一社)松本労働基準協会あるいは最寄りの労働基準協会 (所在地等は申込書の裏面に記載してあります)
- (2) 提出書類 受講申込書 (受講料及びテキスト代を添えてお願いします。)

必要事項を記入して下さい。※印内は記入しないで下さい。

受講票の受講者氏名も記入して下さい。

9月9日・10日 松本市会場

産業用ロボット業務に係る特別教育受講申込書(学科のみ)

フリガナ 氏名 <small>正しい字体ではっきり記入して下さい。</small>		※協会名 上小	※受講No.
生年月日	昭和 平成 年 月 日		
現住所 <small>〒番号必須 (団地、アパート名は不要)</small>	〒 — 都・道・府・県	【 】労働基準協会・会員外	
上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日 〒 — 事業場所在地 事業場名 事業主職氏名 申込担当者所属・氏名 TEL () FAX ()			

(一社) 長野県労働基準協会連合会長 殿

ご記入いただきました個人情報につきましては、労働安全衛生法等の法規に基づき、講習修了の履歴、修了証の発行等を行うもので、個人情報保護法により、目的以外に使用すること、第三者への提供等は禁止されております。個人情報は当連合会が責任を持って厳重に管理しております。

協会 使用欄	受講料 ¥7,940—(会員) ¥10,220—(会員外)	テキスト代 ¥1,980—	※領収月日 /	※領収者	※受講No.
-----------	----------------------------------	------------------	------------	------	--------

受講者氏名を記入し、切り取らないで下さい。

産業用ロボット特別教育受講票(学科のみ) ※初日は8時55分からオリエンテーションを行います

※協会名 上小	※受講No.	受講者氏名	講習月日 R3年9月9日(木)・10日(金) 両日とも9時開始 講習会場 松本安全衛生センター
------------	--------	-------	---

* 8時40分からこの受講票を提示して受付を済ませて下さい。

* 席は指定席ですので、8時55分までに【協会名】・【受講No.】と
同じNo.の席へお掛け下さい。

* 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

* 新型コロナウイルス感染症防止のため中止となる場合があります。また、会場内ではマスクを着用して下さい。(各自マスクをご用意下さい。)

※テキスト		※1日目	※2日目
不要	当日		

新型コロナウイルス感染症防止のため、発熱、だるさ、息苦しさ等の風邪症状が見られる方、嗅覚障害、味覚障害がある方の受講につきましては自粛いただくようお願いいたします。また、開催日時点において緊急事態宣言(発出されている場合)の対象地域に居住(勤務)されている方についてはご遠慮いただく場合があります。

特別教育が必要な業務

(1) 労働安全衛生規則第36条第31号

- 産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて行うマニプレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更又は確認（「教示等」という）の業務（駆動源を遮断して行うものを除く）。
- 産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作の業務

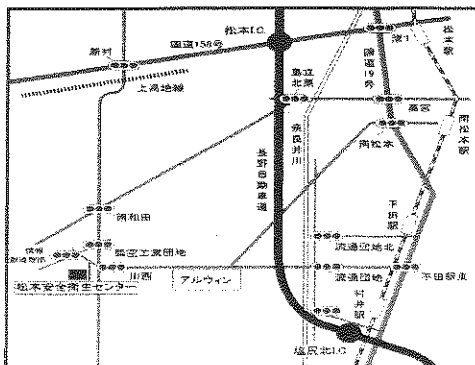
(2) 労働安全衛生規則第36条第32号

- 産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査、修理若しくは調整又はこれらの結果の確認（「検査等」という）の業務（運転中のものに限る）。
- 産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットの検査等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該検査等に係る機器の操作の業務

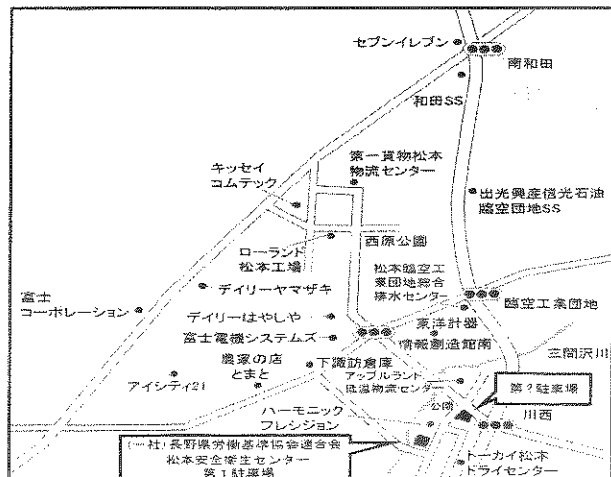
各地区労働基準協会所在地【講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ】

労働基準協会名	所在地	TEL・FAX
(一社) 松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内 3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社) 長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社) 諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田 1-4-11 岡谷商工会館 3階 301	0266-22-2032・22-2067
(一社) 上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社) 飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3丁目 2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社) 中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社) 佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社) 伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社) 更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社) 大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601
(一社) 長野県労働基準協会 連 合 会	〒380-0918 長野市アークス 2-3 ホームページ http://www.naganoroukiren.or.jp	026-223-0280・223-0277

会場案内図



所在地：松本市神林 7107-55（松本臨空工業団地）
電話：0263-40-4411
交通：
松本インターより 8km、塩尻北インターより 7km
タクシー：JR松本駅より約 25分、平田駅より約 20分
アルピコ交通バス：臨空工業団地入口下車 徒歩 20分



第1駐車場が満車の時は第2駐車場へ駐車して下さい。